名古屋市公共下水道 平田水処理センター

事後調査結果中間報告書 (工事中) (その2)

(下水道終末処理場の建設)

平成 28 年 9 月

名 古 屋 市

【 目 次 】

第1章	事業者の名称及び所在地	1
第2章	対象事業の名称及び種類	1
第3章	対象事業の概要	
1.	7 3 6 6 7 5 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7	
2.	対象事業の内容	1
3.	工事工程	5
第4章	環境影響評価の手続の経緯	6
第5章	環境影響評価の概要(工事中)	7
	事後調査(工事中)に関する事項	11
1.	事後調査の目的	11
2.	事後調査計画	11
第7章	事後調査結果	13
1.	騒 音	13
2.		19
3.	土壌・地下水の汚染状況	22
4.	その他	35
笙 8 章	まとめ	36

はじめに

本報告書は、事後調査計画書(工事中)(平成3年8月 名古屋市下水道局)に基づき、平成25年9月から平成28年8月までに実施した、事後調査結果をとりまとめたものである。

第1章 事業者の名称及び所在地

事業者名:名古屋市

代表者:名古屋市上下水道局長 丹羽 吉彦 所在地:名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

第2章 対象事業の名称及び種類

名 称:名古屋市公共下水道 平田水処理センター

種 類:下水道終末処理場の建設

第3章 対象事業の概要

1. 対象事業の目的

地域住民の生活環境の改善を図るとともに、新川、水場川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を確保するために、下水道事業の一環として水処理センターを建設する。さらに、場内に雨水ポンプ施設を併設し、浸水を防除する。

2. 対象事業の内容

- (1) 計 画 位 置:名古屋市西区丸野二丁目地内(図3-1)
- (2) 敷地面積:約37,000m²
- (3) 計画処理区域:西区、北区の庄内川以北の区域(1,335ha)
- (4) 計画処理人口:102,000人*
- (5) 計画下水量:80,000m³/日
- (6) 下水排除方式:分流式
- (7) 処 理 方 式:嫌気・無酸素・好気法(図3-2)
- (8) 放水口の位置:別紙のとおり(図3-3)
 - ※ 計画処理人口は、平成26年2月に名古屋市公共下水道事業計画書を変更した ため、前回報告書から変更となった。

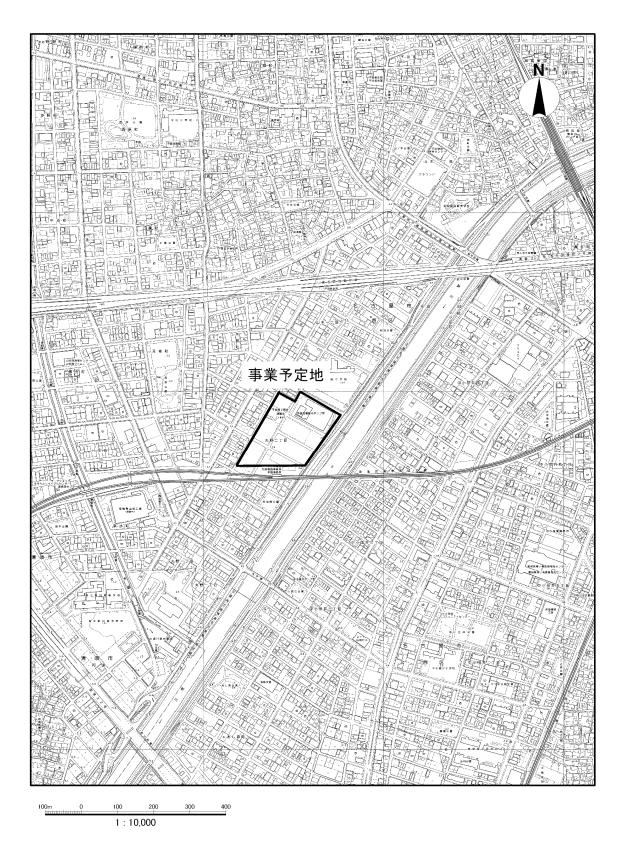


図 3-1 事業予定地の位置

2

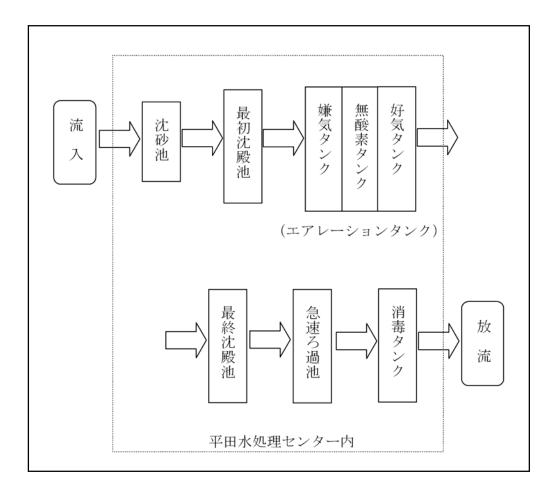


図 3-2 処理フロー

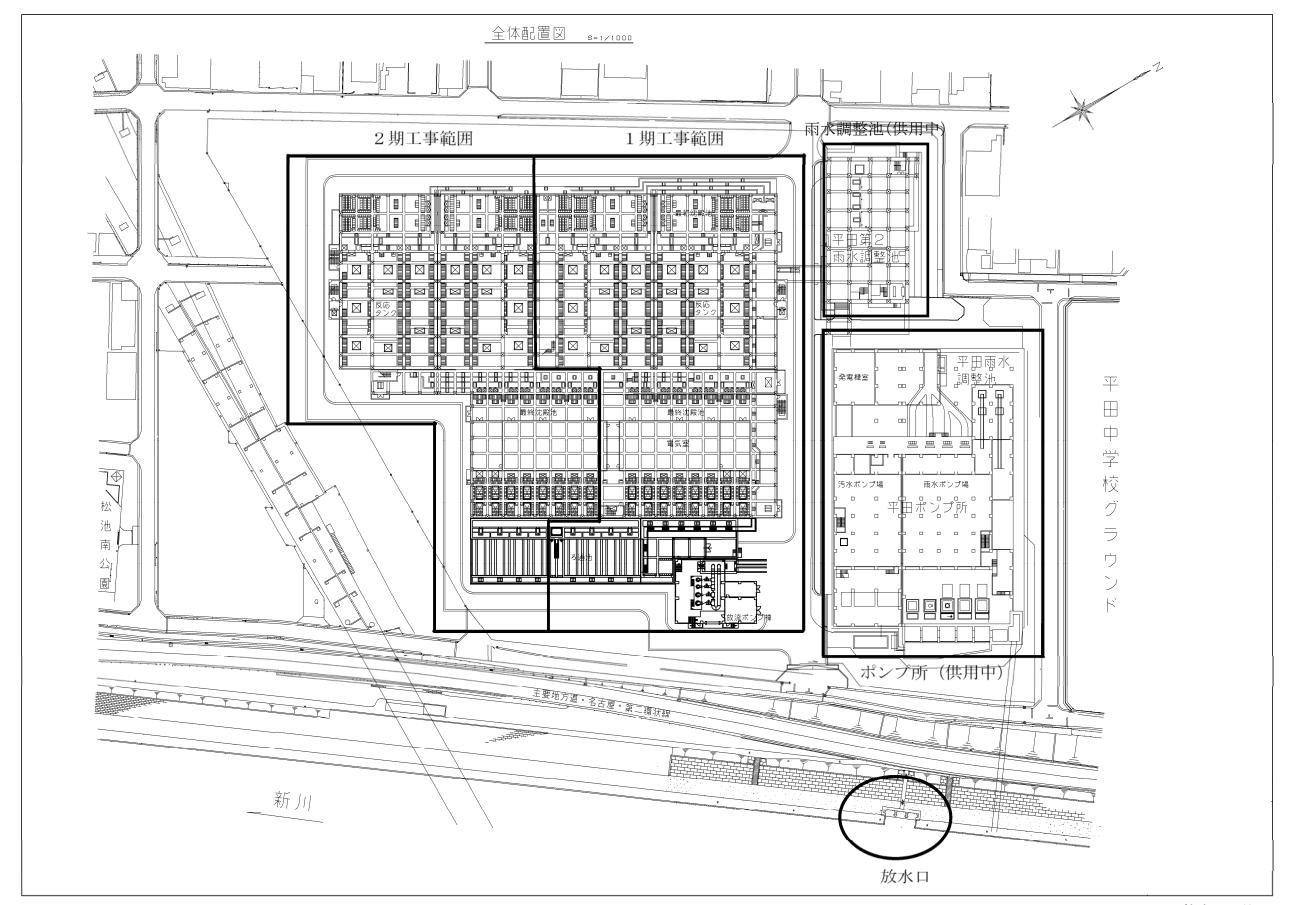


図 3-3 放水口の位置

3. 工事工程

本中間報告における工事工程は、表 3-1 に示すとおりであり、構内整備工事を実施した。

構内整備工事では、敷地周囲の伐採・整地及びコンクリート打設を行った。

表 3-1 工事工程表

工事点針 工 錘		44	平成25年度			平成26年度							平成27年度							平成28年度																		
工事名称		種	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
構内整備 工事	場内 工	整備 事																																				

: 工事期間

第4章 環境影響評価の手続の経緯

事後調査結果中間報告書(工事中)(その 2)までの手続きの経緯は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 環境影響評価の手続きの経緯

	-	表 4-1	見影響評価の手続きの経緯 「
事	項		日程等
	拐		昭和 55 年 8 月 27 日
現況調査計画書		期間	昭和 55 年 9 月 2 日から昭和 55 年 9 月 17 日
光化阴耳可凹音	縦 覧	場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	60 人
	掼	出	昭和 56 年 8 月 27 日
		期間	昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 56 年 10 月 1 日
r四.4女目4组8.5亚/亚	縦 覧	場所	西区役所山田支所
環境影響評価 準備書		縦覧者数	34 人
- 中川首		開催日	昭和 56 年 9 月 21 日から昭和 56 年 9 月 30 日
	説明会	場所	中小田井小学校、山田小学校、平田小学校、浮野小学校
		参加者数	118人
準備書に対する	提	出期間	昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 56 年 10 月 16 日
市民等の意見	提	出件数	1,741件
	捞	量 出	昭和 57 年 1 月 25 日
Ħ ## **		期間	昭和 57 年 2 月 2 日から昭和 57 年 2 月 17 日
見解書	縦 覧	場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	22 人
公聴会	開催請求	とが無かった	ため開催せず
·Ⅲ (수 묘/····································		期間	昭和 57 年 7 月 8 日から昭和 57 年 7 月 23 日
環境影響評価	縦 覧	場所	西区役所山田支所
審査書		縦覧者数	19 人
	拐	<u></u> 量 出	昭和 57 年 9 月 20 日
r四.1立日/約15元 /元 -九-		期間	昭和 57 年 10 月 6 日から昭和 57 年 10 月 13 日
環境影響評価書	縦 覧	場所	西区役所山田支所
		縦覧者数	18 人
事後調査計画書 (工事中)	损	ı	平成3年8月5日
(1· 1 /		出	平成 25 年 5 月 31 日
事後調査計画書		期間	平成 25 年 6 月 7 日から平成 25 年 6 月 21 日
(供用開始後)	縦 覧	場所	市役所、西区役所、西区役所山田支所、環境学習センター
		縦覧者数	1人
事後調査結果	掼		平成 25 年 9 月 27 日
中間報告書		期間	平成25年10月7日から平成25年10月21日
(工事中)	縦 覧	場所	市役所、西区役所、西区役所山田支所、環境学習センター
, ,		縦覧者数	7人
事後調査結果	拐		平成 27 年 3 月 30 日
中間報告書		期 間 場 所	平成27年4月8日から平成27年4月22日
(ポンプ所供用 開始後)	縦覧		市役所、西区役所、西区役所山田支所、環境学習センター
		縦覧者数	1人

第5章 環境影響評価の概要(工事中)

環境影響評価書 (昭和 57 年 9 月) における工事中の環境影響評価の概要は、表 5-1(1)~ (4)に示すとおりである。

表 5-1(1) 現況・予測・評価の結果の概要一覧

項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全措置
騒	日は、 田は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	○建設騒音 「愛知県公害防 止条例」特定建設作 業に関する規制 - 70~85 ホン	予測地点(敷地境 界から 30m の地点) において騒音レベル の大きいのはドロッ プハンマである。	建設時に環境保全 目標を上回ると予測 される建設機械はド ロップハンマであ り、他はすべて環境 保全目標を達成でき る。	低騒音工法を採用 し、極力ドロップハ ンマの使用を差し控 える。やむを得ずド ロップハンマを使用 する場合には、ハハ マ全体を防音カバー で覆う。 なお、施工期間の 短縮、努力する。
音		○建設車両騒音 「環境基準」(B 地域のうち2車線 以下の車線を有する地域) 昼間(8:00~19:00):65ホン朝・夕[6:00~8:00]:60ホン [19:00~22:00] 夜間(22:00~6:00):55ホン ※騒音の大きさは、中央値	将来の発生ベース 交通量に工事車両が 加わった場合 1 ホン 程度増加する。	工事用車両による 影響はほとんどな く、環境保全目標は 達成できる。	実施に当たって は、道路交通騒音の 測定を行い、ルート を選定する。
	日曜日及び月曜日のほとんどの地点において80%レンジの上端値は48dB未満となっている。	○建設振動 「愛知県公害防 止条例」特定建設作 業に関する規制 - 75dB	予測地点(敷地境 界線)において振動 レベルの大きいのは ドロップハンマであ る。	環境保全目標を上回ると予測される建設機械はドロップハンマであり、他はすべて環境保全目標を達成できる。	低振動工法を採用 し、極力ドロップハ ンマの使用を差し控 える。 また、定期的に振 動測定を実施し、工 事に反映させる。
振動		○建設車両振動 「振動規制法第 16 条第 1 項の総理 府令で定める限度」 昼間(7:00~20:00):70dB 夜間(20:00~7:00):65dB ※道路の敷地の境界線にお ける大きさの限度を表す。 ※振動レベルは、測定値の 80%レンジの上端の数値 (L ₁₀)を、昼間及び夜間 毎に全てについて平均 した数値とする。	将来の発生ベース 交通量に工事車両が 加わった場合 1〜 3dB 程度増加する。	工事用車両による 影響はほとんどな く、環境保全目標は 達成できる。	実施に当たっては、道路交通振動の測定を行い、ルートを選定する。

表 5-1(2) 現況・予測・評価の結果の概要一覧

		表 5-1(2) 現況・	予測・評価の結果	以似女 克	
項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全措置
水質	新川水質は、BOD16 mg/L、COD13 mg/L、D08 mg/L、D08 mg/Lでよれば、D08 mg/Lではないではないではないではないでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	将来市街化に伴い 現況よりも予測される 水質の保全に 寄与する。	一般的には、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	水替排水は、放流 前に沈殿設備を設 け濁度を低下さ るため、放流先への 悪影響はない。	沈殿設備の設置。
地盤沈下	地盤沈 40 年として 年としてきない。 一の 40 年度以る。 地下水位である。 地下水位である。	日常生活、社会生活に対しています。社会生活に対しています。というさいではいい、地ではいい、地ではいいではいいではいいではいいではいい。	○1)a. と と で と と と と で と と と と と と と と と と と	○1) ・地盤沈 勝用つ径地地下がまるの。 ・ポエ法場み程つが囲れ が遮水すい100に水のる。 ・ルボエるののでは水のする。 ・の完法た低沈な変念た生 ・プ法を合、度い0でれ が正れ 設遮工下び恐 工盤い。 ・ で数で下い形なめ、じじないであり、 ・ で数で下い形なめ、じじない。 ・ で数で下い形なめ、じじない。 ・ で数でであり、 ・ でが、 ・ でがが、 ・ でがが、 ・ でがが、	大を法たをを工状てに て努当 と

表 5-1(3) 現況・予測・評価の結果の概要一覧

		表 5-1(3) 現況・	予測・評価の結果	ツル女 見	
項目	現況	環境保全目標	予測結果	評 価	環境保全措置
交通安全	【 及の校さがの	住民の日常生活及び学童の通学の安全を確保する。	工事期間の7割~8割が、入場100 台/12時間以下の間以下の間以下の間以下の間以下の間以下の間以下の間がではを 地域とと検討である。 ・生活のでのでは、 ・連には、 ・道路でのののででである。 ・連には、 ・道路でのででである。 ・道路でのででである。 ・道路でのでである。	主要道路についてみると、名古屋第 2環状線(堤防道路) を除いて問題ははない。予定地周辺道路では、木前新川線が最も安全である。	エトは、 東南に 東市に 東市に 東市に 東市に 大変 地域 大変 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、
治水	【排治は場柵しさ沿1、がる【 国策に流策され水水水、、きたれい第設。川昭の特採域協れ系場さ施場ンを路の、非れ、 別年治川、治がる、 はなと排り主が。平水れ 別年治川、治が。 はないは と	河川及で場体ので 機能に支いも、 浸水解消 に寄与する。	予測各項目に管協検では、事がでは、事がでは、事がでは、事がである。	河川管理者と施をはおいてある。	新川対で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海

表 5-1(4) 現況・予測・評価の結果の概要一覧

	I				I
項目	現況	環境保全目標	予測結果	評価	環境保全措置
電波障害	予定地周辺は、電 波障害に関し比較 的好条件にあるの、現在のと 域であり、な障 みられない。	処理場建設によっ てテレビの受信にないように でが生じないように する。	ビル陰障害、反射 波障害が、それぞれ 約 10ha、約 4ha にわ たって発生すると 予測される。	環境保全対策を施すことによって、環境保全目標を守れる。	必要に応じ仮アンテナを設置して対処する。
廃棄物		発生する廃棄物の 運搬に関して、住民の 日常生活に支障を与 えないようにする。	【廃棄物発生量】 建設残土 :約10万m³	守し、運搬車の洗浄等 生活道路を汚さない。 常生活に支障を与える	由処分となるため、適

第6章 事後調査 (工事中) に関する事項

1. 事後調査の目的

本事業に係る工事の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぼす影響の程度について把握し、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証するものである。

2. 事後調査計画

事後調査計画は表 6-1 に示すとおりである。調査結果は環境影響評価の結果と比較検討を行い、著しく異なる場合はその原因を調査する。その際、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。原因究明の結果、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討し、適切な措置を講じる。

なお、予測した環境項目の内、事後調査を行わない環境項目、調査しない理由及 び事後調査結果報告書にて報告する内容は、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-1 事後調査計画 (工事中)

		衣 0⁻1	争伎胡宜計画	(工事中)	
環境に影響 を及ぼす 行為	調 査 する環境項目	調査場所	調査時期	調査方法	その他
	騒 音 (1)建設騒音	敷地境界及び 敷地境界から 30m 地点で周辺 を代表が なった	工種区分毎に最も 影響を与える時期	JIS Z 8731「騒音レベル	建設機械の配置及び稼働状況も合わせて調査する
施 時 機 及 設 設 働 事	(2) 建設車両騒 音	各1箇所 周辺を代表する 地点2箇所	稼働する建設車両 台数が最大となる 時期	測定方法」に基づく	搬入出路となる主な周辺 道路の交通量調査を行い、測定時の工事用車両 台数も合わせて調査する
車両の走行	振動(1)建設振動	敷地境界で周辺 を代表する地点 1 箇所	工種区分毎に最も 影響を与える時期		建設機械の配置及び稼働状況も合わせて調査する
	(2)建設車両振 動	周辺を代表する 地点2箇所	稼働する建設車両 台数が最大となる 時期	JIS Z 8735「振動レベル 測定方法」に基づく	搬入出路となる主な周辺 道路の交通量調査を行い、測定時の工事用車両 台数も合わせて調査する
	水 質 (1)水替排水水 質	事業予定地内の 放流地点	施設建設工事期間 中において月2回	水替排水は沈殿設備を 通過させた後、濁度の測 定を行う	測定は専門機関に委託する
施設建設 時の地下 掘削工事	地盤 (1)地下水位	事業予定地内 2箇所	施設建設工事期間 中において月1回	地下水位観測井を設置 し、地下水位測定を行う 観測井は 10m と 20m を 各々1 箇所とする	周辺住民からの苦情など の対処については、事後 調査結果報告書にて報 告する
	(2)地盤変形	事業予定地内 10 箇所	同 上	水準点を設置し水準測 量を行う	同上
	安全性 (1)治 水	事業予定地に隣接する新川の堤防	同上	測点を設置し変位を測 定する	工事中河川管理者との協議が生じた場合、事後調査結果報告書にて報告する
その他	土壌・地下水の汚染の状況	事業予定地内	平成 20 年〜土壌・ 地下水浄化工事完 了まで	「土壌汚染対策法」、「市 民の健康と安全を確保 する環境の保全に関す る条例」及び「地下水の 水質汚濁に係る環境基 準について」に定める方 法	浄化工事完了後も定期的 にモニタリングを行う

備考) (下線) は、平成3年に提出した事後調査計画書にはなく、追加した調査内容を示す。

表 6-2 事後調査を行わない項目及びその理由等

調査しない環境項目	調査しない理由	事後調査結果にて報告する内容
廃 棄 物	施設建設工事期間中に発生する廃棄物は、「建設残土対策に関する当面の措置方針」を遵守し、全て業者に委託し処理する計画であり、計画どおり遂行すれば、明らかに環境保全目標を達成すると認められるため。	周辺住民からの苦情があった場合は、 その内容、件数及び対処方法を報告する。
交通安全	施設建設工事期間中における工事車両 の運行に伴う交通安全については、工事 施工管理の中で処理する計画であり、計 画通り遂行すれば、明らかに環境保全目 標を達成すると認められるため。	同上
電波障害	施設建設工事期間中の電波障害については、障害発生の時期や範囲を特定することは困難であるため、周辺住民からの情報等によりテレビ電波測定車による測定を行い、仮アンテナの設置等状況に応じた対策が必要であるため。	同上

第7章 事後調査結果

1. 騒 音

建設騒音及び建設車両騒音は、建設機械の稼働が最大となる時期及び通行する建設 車両が最大となる時期に実施するものとしている。今回の工事は、これらの時期に該当し ないが、構内整備工事の際に行った調査結果を示す。

1)調査事項

建設騒音及び建設車両騒音

2)調査地点

(1)建設騒音

調査地点は、図 7-1-1 に示す、敷地境界(①) 及び敷地境界から 30m 離れた地点(②) である。

(2)建設車両騒音

調査地点は、図 7-1-2 に示す主要搬入路 2 地点(事業用地直近進入路(A)及び幹線道路(B))である。

3)調査時期

(1)建設騒音

工事前:平成28年2月25日 8:00 ~ 平成28年2月26日 8:00 迄 工事中:平成28年3月7日 8:00 ~ 平成28年3月8日 8:00 迄

(2)建設車両騒音

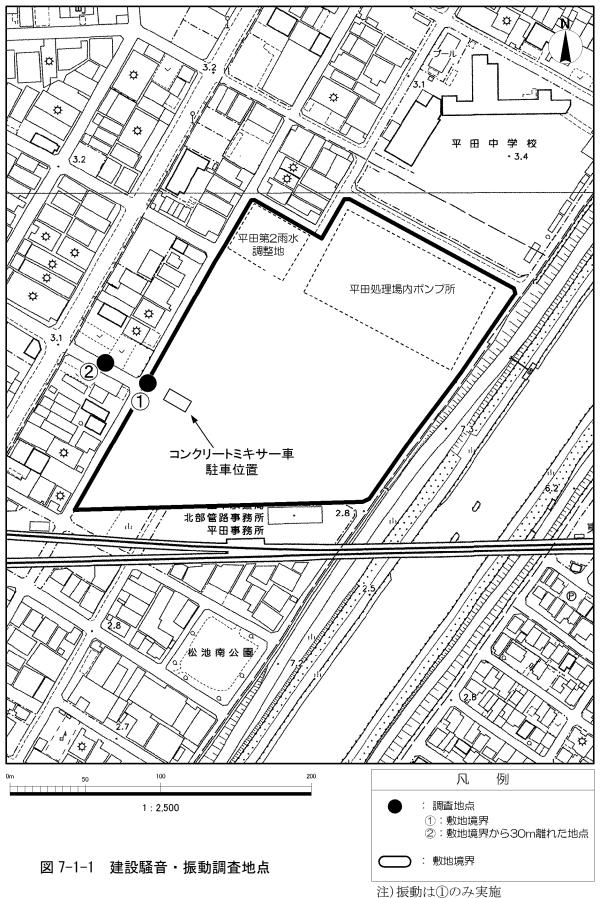
工事前:平成 28 年 2 月 25 日 8:00 ~ 平成 28 年 2 月 25 日 18:00 迄 工事中:平成 28 年 3 月 7 日 8:00 ~ 平成 28 年 3 月 8 日 18:00 迄

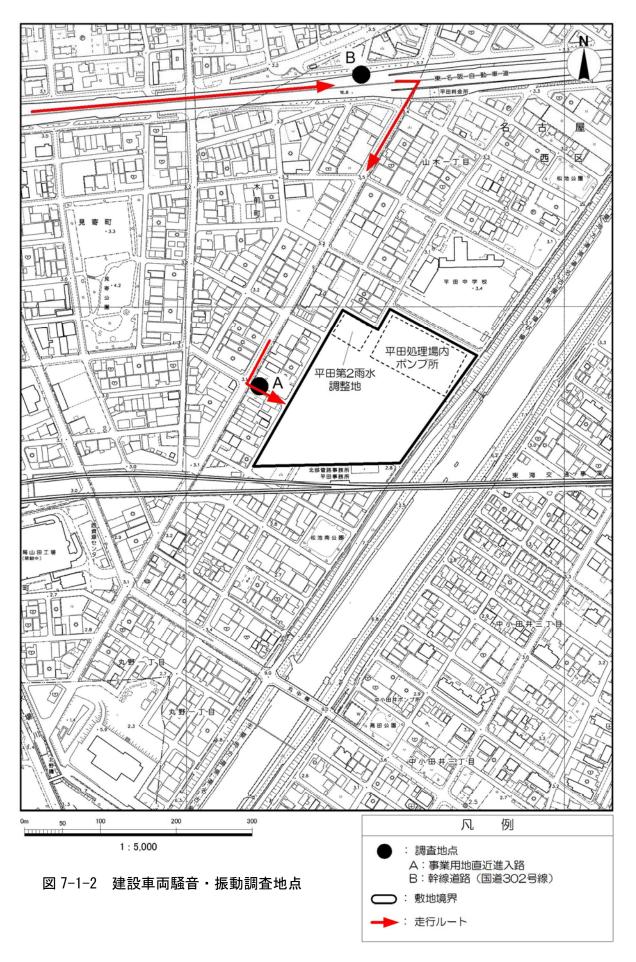
4)調査方法

JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」に基づく方法。

5) 環境保全措置

工事を短期間で完了させた。





6)調査結果

(1)建設騒音

建設騒音の調査結果は表 7-1-1 及び表 7-1-2 に示すとおりである。

敷地境界 (①) において、いずれの時間帯も規制基準 (85dB) を下回る結果であった (L_{A5}) 。

敷地境界から 30m 離れた地点 (②) において、いずれの時間帯でも環境保全目標 (75dB) を下回る結果であった (L_{A5})。

なお、建設騒音について、市民等からの苦情はない。

表 7-1-1 敷地境界(①) における建設騒音レベルの調査結果

単位:dB

		平成 28	年2月2	25 日~2	月 26 日	平成 2	8年3月	8 日~3	月9日	平 ₁ 正. wb
	測定日時		工 戛	事 前			工 특	事 中		備考
		LAeq	La5	La50	La95	LAeq	La5	La50	La95	
	8:00~ 9:00	47	50	47	44	53	57	50	46	
	9:00~10:00	48	51	48	45	61	65	58	46	
	10:00~11:00	47	49	46	44	66	68	64	63	コンクリードキサー車稼働
	11:00~12:00	47	49	46	44	63	68	52	46	コンクリートミキサー車稼働
	12:00~13:00	47	49	46	43	53	57	49	45	
	13:00~14:00	47	51	47	43	54	57	50	47	
昼	14:00~15:00	47	50	47	44	55	58	51	49	
間	15:00~16:00	48	50	48	46	51	53	50	48	
	16:00~17:00	49	51	49	47	52	55	52	49	
	17:00~18:00	49	51	48	47	52	54	52	50	
	18:00~19:00	48	50	48	46	51	54	50	48	
	19:00~20:00	48	50	48	46	48	50	48	46	
	20:00~21:00	47	49	47	46	46	48	46	44	
	21:00~22:00	45	48	45	43	47	49	47	44	
	22:00~23:00	44	46	44	42	44	46	44	42	
	23:00~ 0:00	43	45	43	41	44	46	43	41	
	0:00~ 1:00	42	44	42	40	44	46	43	41	
夜	1:00~ 2:00	41	43	41	38	42	44	41	39	
間	2:00~ 3:00	41	43	41	39	42	45	42	39	
	3:00~ 4:00	43	45	42	40	43	45	43	41	
	4:00~ 5:00	43	45	42	40	44	46	43	41	
	5:00~ 6:00	46	48	46	43	45	47	45	43	
昼	6:00~ 7:00	50	52	50	47	48	49	48	46	
間	7:00~ 8:00	50	53	49	46	48	51	48	46	
1	作業時間帯の 最大値	49	51	49	47	66	68	64	63	
	規制基準※1	_	-	-	-	-	85	-	-	

:作業時間帯

:環境保全目標と対比する欄

※1:敷地境界における評価のため、敷地境界における規制基準値の85dBを適用する。

表 7-1-2 敷地境界から 30m の地点(②) における建設騒音レベル調査結果

単位:dB

		亚出 20	年2月2	DE [] a .9	H 26 D	立はっ	の年9日	8 日~3	н о п	- 単位:αB
	測定日時	十八人 20		事前	Д 20 Д	十八人		<u> </u>	ДЭЦ	備 考
	MAC H M	LAeq	La5	LA50	La95	LAeq	La5	LA50	La95	NHI 77
	8:00~ 9:00	48	51	48	45	53	59	50	44	
	9:00~10:00		52	48	46					
	10:00~11:00	49 47	50	46	46	53 53	57 58	48 50	43	コンクリートミキサー車稼働
	11:00~12:00	47	52	46	44	51	56	49	43	コンクリードミキサー車稼働
										コンクリード、イリー単稼働
	12:00~13:00	47	49	47	43	52	57	48	44	
	13:00~14:00	47	50	46	42	53	57	50	46	
昼	14:00~15:00	47	50	47	44	52	57	50	47	
間	15:00~16:00	48	50	48	45	49	52	49	46	
	16:00~17:00	48	50	48	46	50	52	49	47	
	17:00~18:00	49	51	48	46	50	52	49	47	
	18:00~19:00	49	51	49	47	47	49	47	45	
	19:00~20:00	49	51	49	47	45	47	45	43	
	20:00~21:00	48	50	47	46	44	46	43	41	
	21:00~22:00	46	48	45	42	45	47	44	42	
	22:00~23:00	45	47	44	42	42	44	42	40	
	23:00~ 0:00	43	45	43	41	42	44	41	39	
	0:00~ 1:00	42	44	41	39	42	44	41	39	
夜	1:00~ 2:00	40	42	40	37	40	42	40	37	
間	2:00~ 3:00	41	43	41	39	41	44	40	37	
	3:00~ 4:00	42	45	42	40	41	44	41	39	
	4:00~ 5:00	42	45	41	39	41	43	41	38	
	5:00~ 6:00	46	49	46	43	43	45	42	40	
昼	6:00~ 7:00	50	52	50	48	45	47	45	44	
間	7:00~ 8:00	50	52	50	46	46	49	46	43	
1	作業時間帯の 最大値	49	52	48	46	53	59	50	47	
環	境保全目標※2	_	_	_	-	_	75	_	_	

:作業時間帯

:環境保全目標と対比する欄

※2:今回の工事はコンクリートミキサー車を使用する工事のため、評価書に基づき、敷地境界から 30m 離れた地点における環境保全目標は 75dB を適用する。

(2)建設車両騒音

建設車両騒音の調査結果は表 7-1-3 及び表 7-1-4 に示すとおりである。

事業用地直近進入路(A)及び幹線道路(国道302号)(B)において、いずれの時間帯も環境保全目標(65dB)を下回る結果であった(L_{A50})。

現在の環境基準値(事業用地直近進路(A):65dB、幹線道路(B):75dB)が適用される等価騒音レベルも建設車両が走行した時間内では環境基準値を下回っていた。

また、工事前と工事中では大きな変化は見られなかった。なお、建設車両騒音について、市民等からの苦情はない。

表 7-1-3 事業用地直近進入路(A)における建設車両騒音レベル調査結果

単位:dB

測定日時		中	成 28 年	2月25	月	7	区成 28 年	3月8日	備考	
			工具	事 前			工具	事 中		
		LAeq	La5	La50	La95	LAeq	La5	La50	La95	
	8:00~ 9:00	65	71	60	51	65	71	59	51	
	9:00~10:00	65	71	59	51	65	71	58	50	
	10:00~11:00	64	70	58	50	64	70	58	50	コンクリートミキサー車進入
	11:00~12:00	63	70	56	49	64	70	57	50	コンクリートミキサー車退場
昼	12:00~13:00	63	69	56	49	64	69	57	50	
間	13:00~14:00	64	70	58	49	66	71	59	51	
	14:00~15:00	64	70	58	49	63	70	57	50	
	15:00~16:00	63	68	57	50	64	69	57	50	
	16:00~17:00	64	70	57	50	63	69	57	51	
	17:00~18:00	63	69	57	50	64	69	57	51	
j	環境保全目標 (昼間)	ı	ı	ı	I	ı	ı	65	I	
	環境基準値	65	-	-	-	65	-	-	_	

:作業時間帯

:環境保全目標と対比する欄

表 7-1-4 幹線道路 (国道 302 号) (B) における建設車両騒音レベル調査結果

単位:dB

		71	成 98 年	2月25	Ħ	7	P成 28 年	E 3 E 8 F	<u> </u>	
	測定日時				H					
			工具	事 前			工具	事 中	備考	
			La5	La50	La95	LAeq	La5	La50	La95	
	8:00~ 9:00	56	61	54	49	57	61	55	50	
	9:00~10:00	56	61	54	49	57	62	55	50	
	10:00~11:00	55	60	52	48	56	61	54	49	コンクリートミキサー車進入
	11:00~12:00	55	60	53	48	58	62	56	50	コンクリートミキサー車退場
昼	12:00~13:00	56	60	52	47	57	61	56	50	
間	13:00~14:00	55	59	52	48	56	60	54	49	
	14:00~15:00	55	59	52	47	56	60	54	50	
	15:00~16:00	55	59	53	49	56	61	54	50	
	16:00~17:00	55	59	52	48	56	60	54	50	
	17:00~18:00	55	59	53	49	57	60	54	50	
j	環境保全目標 (昼間)	ı	ı	- 1	ı	ı	-	65	I	
	環境基準値	75	-	_	_	75	_	_	-	

:作業時間帯

:環境保全目標と対比する欄

2. 振動

建設振動及び建設車両振動は、建設機械の稼働が最大となる時期及び通行する建設 車両が最大となる時期に実施するものとしている。今回の工事は、これらの時期に該当し ないが、構内整備工事の際に行った調査結果を示す。

1)調查事項

建設振動及び建設車両振動

2)調査地点

敷地境界(①)(図 7-1-1 参照)。

3)調査時期

騒音と同じ。

4)調査方法

(1)建設振動

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 環境庁告示第1号)に定める方法。

(2)建設車両振動

JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法。

5)環境保全措置

工事を短期間で完了させた。

6)調査結果

(1)建設振動

建設振動の調査結果は表 7-2-1 に示すとおりである。

敷地境界 (①) において、いずれの時間帯も環境保全目標 (75dB) 及び規制基準 (75dB) を下回る結果であった (L_{10}) 。

工事前と工事中で大きな変化は見られなかった。

なお、建設振動について、市民等からの苦情はない。

表 7-2-1 敷地境界(①)における建設振動レベルの調査結果

単位:dB

	单位:dB									
		平成 28 年	2月25日~	-2月26日	平成28年3月8日~3月9日			_		
	測定日時		工事前	,	工事中			備考		
		L10	L50	L90	L10	L50	L90			
	8:00~ 9:00	37	35	31	38	34	32			
	9:00~10:00	38	36	32	39	35	32			
	10:00~11:00	38	35	32	39	35	33	コンクリートミキサー車稼働		
	11:00~12:00	38	35	32	38	35	32	コンクリートミキサー車稼働		
	12:00~13:00	35	32	29	36	32	29			
	13:00~14:00	37	34	32	39	35	33			
昼	14:00~15:00	37	34	31	38	35	32			
間	15:00~16:00	38	34	31	37	34	31			
	16:00~17:00	36	33	30	37	34	30			
	17:00~18:00	34	30	28	33	30	27			
	18:00~19:00	34	30	26	31	28	25			
	19:00~20:00	30	25	<25	29	26	<25			
	20:00~21:00	29	<25	<25	28	<25	<25			
	21:00~22:00	29	<25	<25	26	<25	<25			
	22:00~23:00	28	<25	<25	25	<25	<25			
	23:00~ 0:00	25	<25	<25	<25	<25	<25			
	0:00~ 1:00	26	<25	<25	25	<25	<25			
夜	1:00~ 2:00	27	<25	<25	<25	<25	<25			
間	2:00~ 3:00	27	<25	<25	<25	<25	<25			
	3:00~ 4:00	28	<25	<25	26	<25	<25			
	4:00~ 5:00	29	25	<25	28	<25	<25			
	5:00~ 6:00	33	28	<25	31	27	<25			
昼	6:00~ 7:00	34	30	27	33	30	26			
間	7:00~ 8:00	36	32	29	34	30	27			
j	環境保全目標	-	_	-	75	-	_			
	規制基準	_	_	_	75	_	-			
	. /c 米中里里									

:作業時間帯

]:環境保全目標と対比する欄

(2)建設車両振動

建設車両振動の調査結果は表 7-2-2 及び表 7-2-3 に示すとおりである。 事業用地直近進入路 (A) 及び幹線道路 (国道 302 号) (B) において、いずれの時間帯も環境保全目標 (70dB) を下回る結果であった (L_{10}) 。

なお、道路交通振動に係る要請限度(70dB)も下回っていた。 また、工事前と工事中では大きな変化は見られなかった。 建設車両振動について、市民等からの苦情はない。

表 7-2-2 事業用地直近進入路(A)における建設車両振動レベルの調査結果

単位:dB

		平成	28年2月2	25 日	平成	28年3月		
	測定日時		工事前			工事中	備考	
		L10	L50	L90	L10	L50	L90	
	8:00~ 9:00	39	34	31	39	34	31	
	9:00~10:00	39	35	32	39	34	32	
	10:00~11:00	38	35	32	39	35	32	コンクリートミキサー車進入
	11:00~12:00	40	35	31	39	34	31	コンクリートミキサー車退場
昼	12:00~13:00	37	32	30	37	32	29	
間	13:00~14:00	40	35	32	41	35	32	
	14:00~15:00	39	34	31	40	34	31	
	15:00~16:00	38	33	31	38	33	30	
	16:00~17:00	37	33	30	39	34	30	
	17:00~18:00	37	32	29	35	31	28	
Ì	環境保全目標 (昼間)	-	-	_	70	-	-	
	要請限度 (昼間)	_	_	_	70	_	-	

:作業時間帯

:環境保全目標と対比する欄

表 7-2-3 幹線道路(国道 302 号)(B)における建設車両振動レベルの調査結果

単位:dB

+- <u>u</u> wb										
		平成	28年2月2	25 目	平成	28年3月				
	測定日時		工事前			工事中	備考			
		L10	L50	L90	L10	L50	L90			
	8:00~ 9:00	42	36	31	43	39	34			
	9:00~10:00	44	39	34	44	40	35			
	10:00~11:00	45	41	36	44	40	35	コンクリートミキサー車進入		
	11:00~12:00	44	40	35	44	39	34	コンクリートミキサー車退場		
昼	12:00~13:00	44	39	34	44	39	34			
間	13:00~14:00	44	39	34	44	39	34			
	14:00~15:00	44	40	35	43	39	34			
	15:00~16:00	43	39	34	43	38	33			
	16:00~17:00	43	39	34	42	38	33			
	17:00~18:00	42	37	33	42	37	32			
j	環境保全目標 (昼間)	1		-	70	-	_			
	要請限度 (昼間)	-	_	-	70	_	_			

]:作業時間帯

:環境保全目標と対比する欄

3. 土壌・地下水の汚染状況

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)(以下、「条例」)という」に基づき、土地の履歴調査を実施したところ、過去に特定 有害物質(揮発性有機化合物)を使用していた事業所が存在したことから、土壌調査を実施した。その結果、揮発性有機化合物による土壌・地下水の汚染が判明した。この土壌・地下水汚染の汚染範囲の把握及び浄化を実施するために調査を進めてきているところである。

今後、土壌・地下水の汚染を浄化するため、条例に基づいて対策を実施していく。

1)調査事項

地下水の水質

2)調査地点

調査地点は、図 7-3-1~図 7-3-6 に示すとおりである。

3)調査時期

平成 25 年度: 平成 25 年 8 月

「採水は前回報告書の期間中であるが、調査結果及び取りまとめ」

が、今回報告期間である。

平成 26 年度: 平成 26 年 8 月~10 月

4)調査方法

採水前に井戸洗浄を実施し、ベーラーにより採水した後、平成 15 年環境省告示第 17 号に定められる方法により分析を行う。

5)調査結果

調査結果は表 7-3-1 及び図 7-3-7~図 7-3-12 に示すとおりである。

第一帯水層、第二帯水層では指定基準値の超過が確認されたが、第三帯水層では、指定基準値の超過はなかった。

経年変化を見ると、シスー1,2ージクロロエチレンが増加傾向にあるが、これはテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが分解してできたものである。

表 7-3-1 調査結果 (最高濃度)

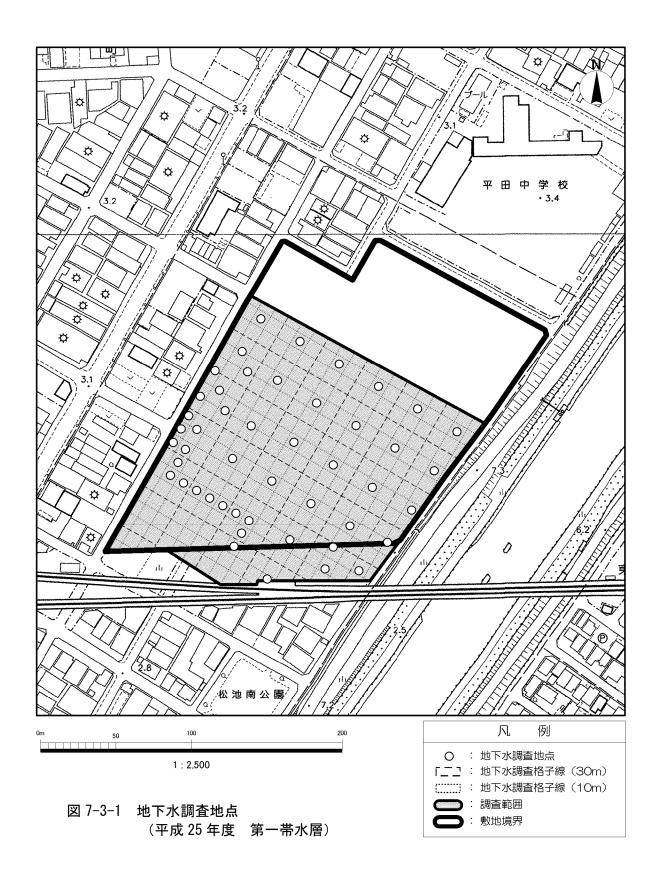
単位:mg/L

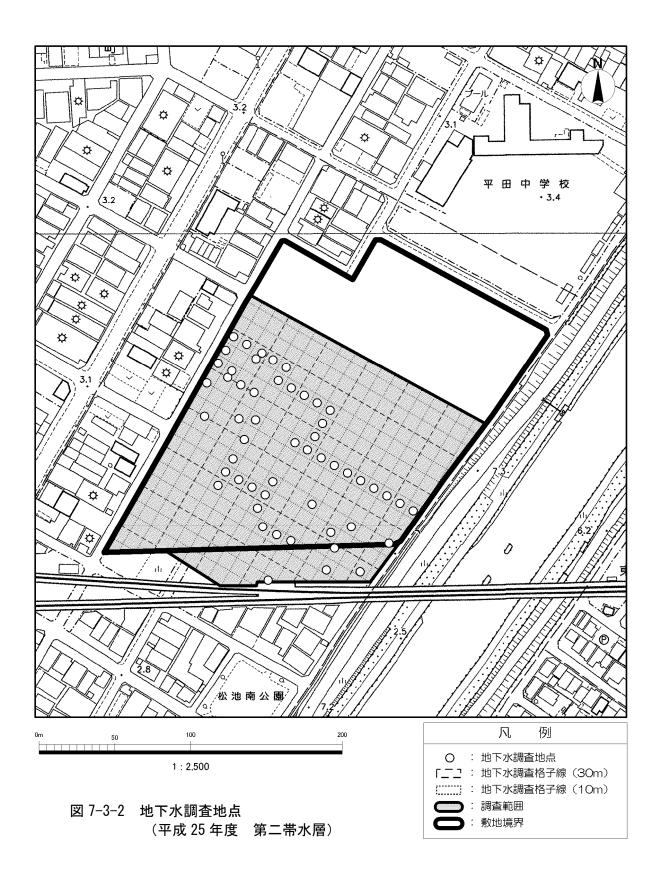
		平成 25 年度			地下水		
項目	第一帯 水 層	第二帯水 層	第三帯 水 層	第一帯水 層	第二帯 水 層	第三帯 水 層	基準
ジクロロメタン	1.0	0. 13	ND	0.003	0.019	ND	0.02 以下
1,1-ジクロロエチレン	0. 84	0. 42	ND	0. 53	0. 6	ND	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	34	20	ND	42	52	0.009	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	18	38	0.0008	1. 7	10	0.0008	1 以下
トリクロロエチレン	1.4	0. 65	ND	0. 062	0. 062	ND	0.03 以下
テトラクロロエチレン	2. 0	2. 4	0. 0061	0. 083	2. 6	ND	0.01 以下
ベンゼン	0.009	0.001	ND	_	_	_	0.01 以下

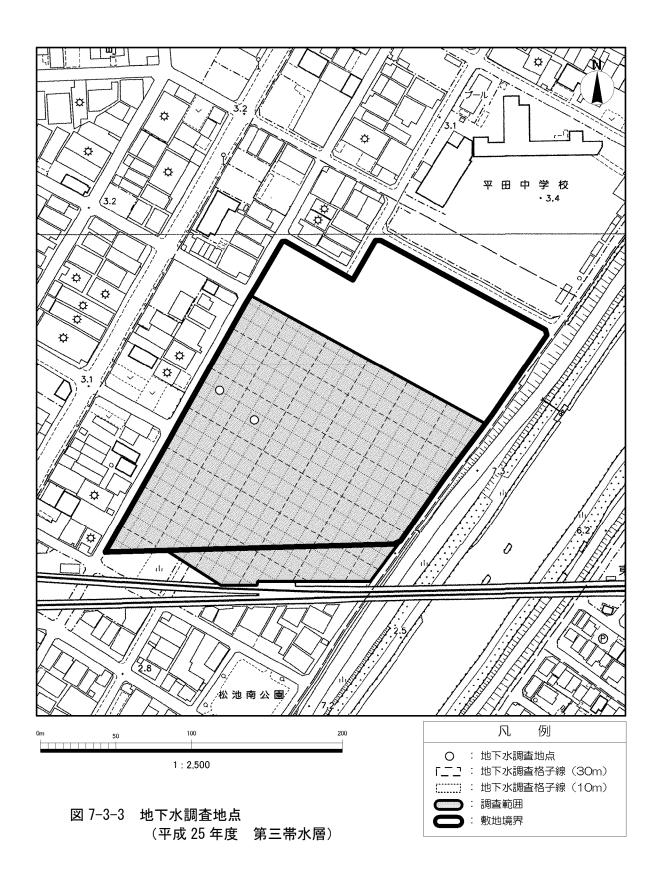
備考1)「ND」とは定量下限を下回ったことを表す。

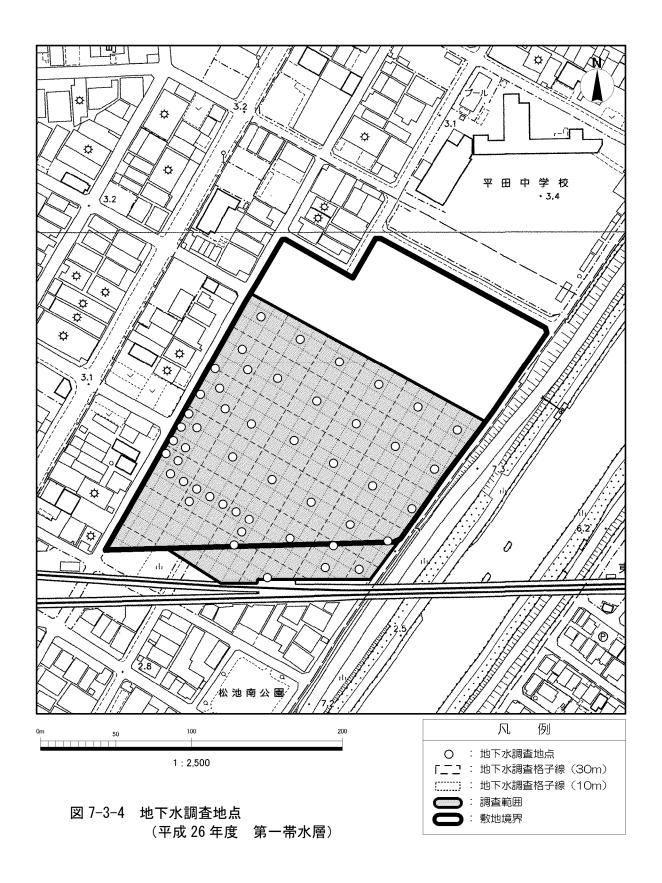
²⁾ ゴシック文字は地下水基準超過を表す。

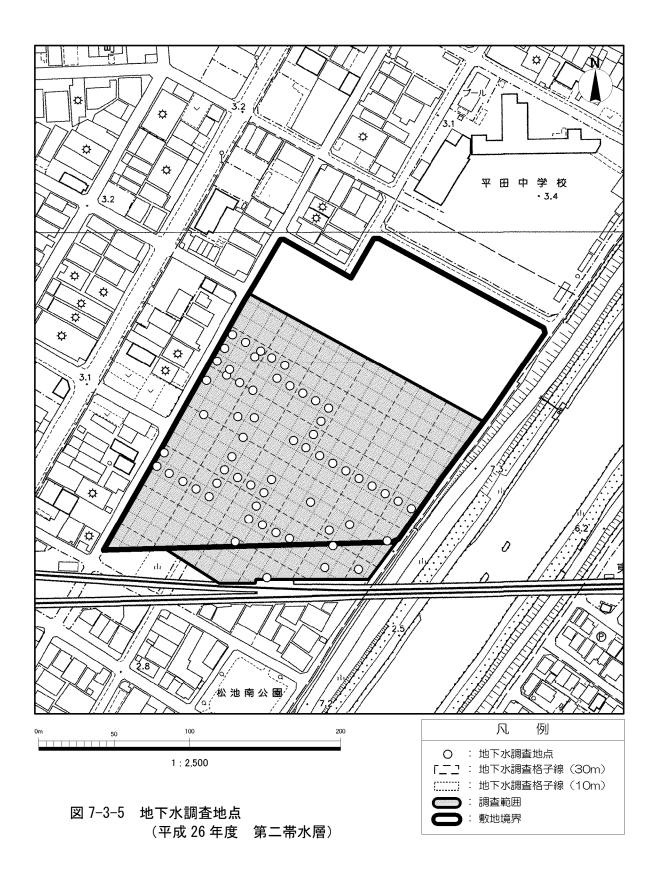
³⁾ 平成26年度において、「ベンゼン」の調査は行っていない。

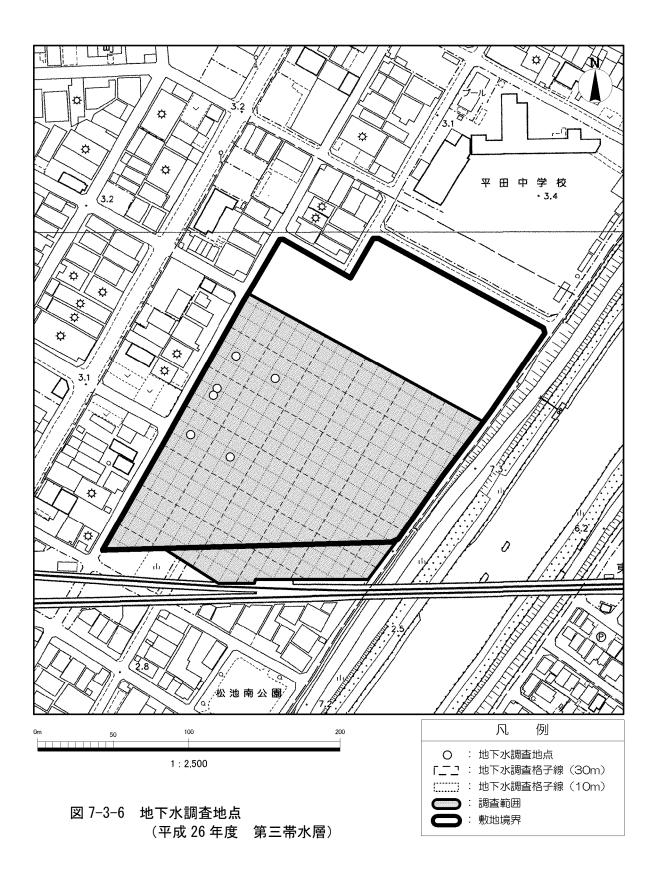


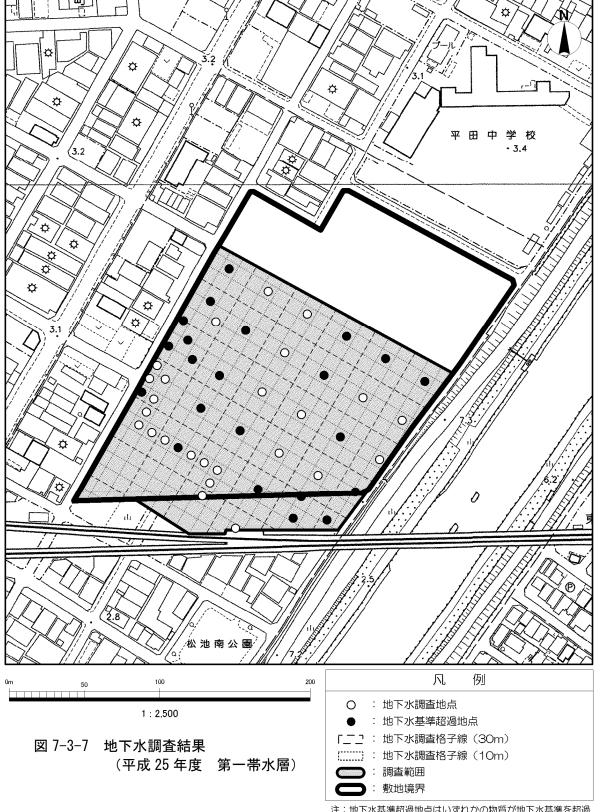




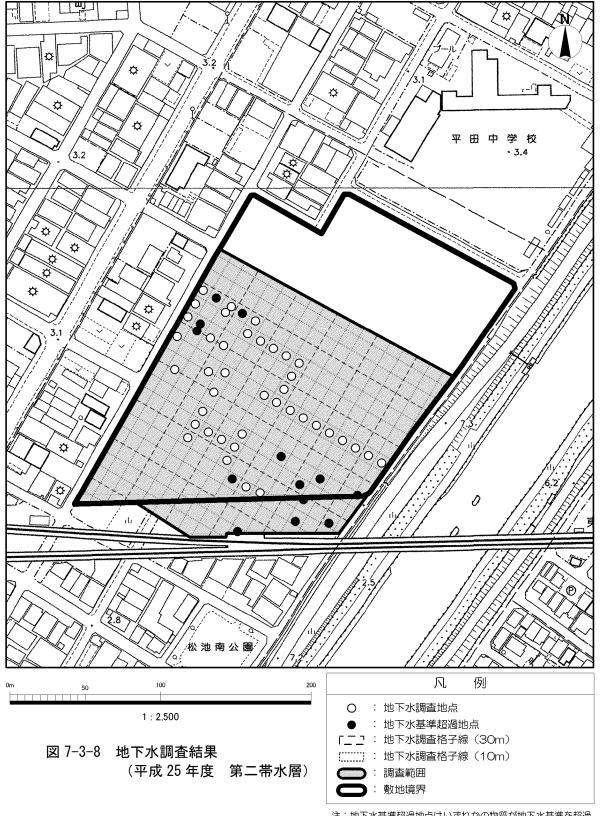




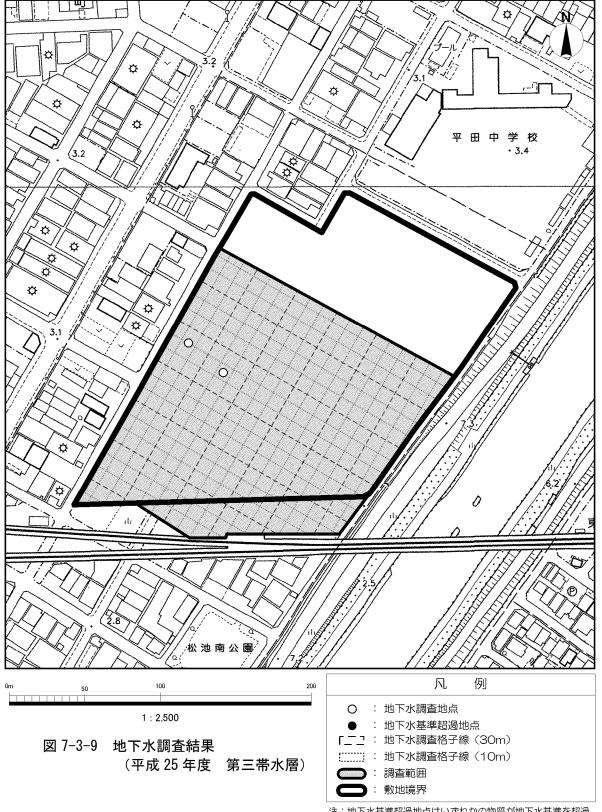




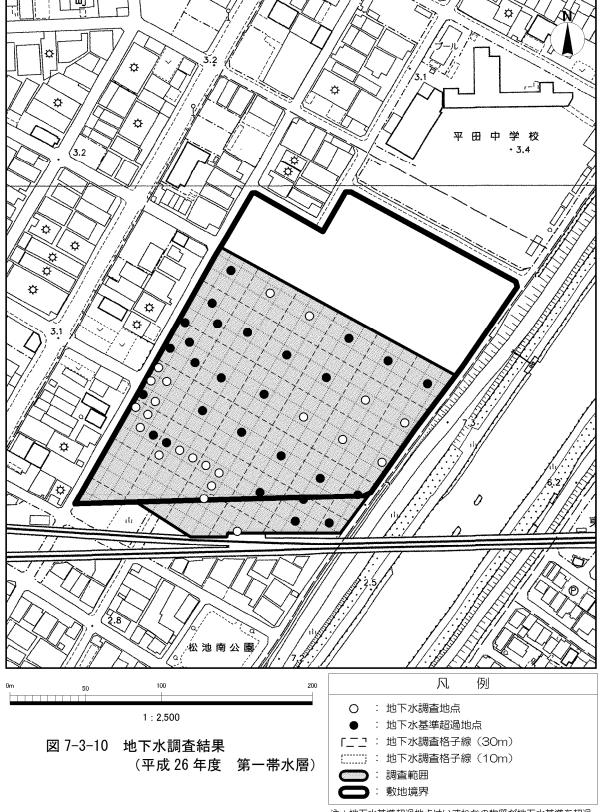
注:地下水基準超過地点はいずれかの物質が地下水基準を超過



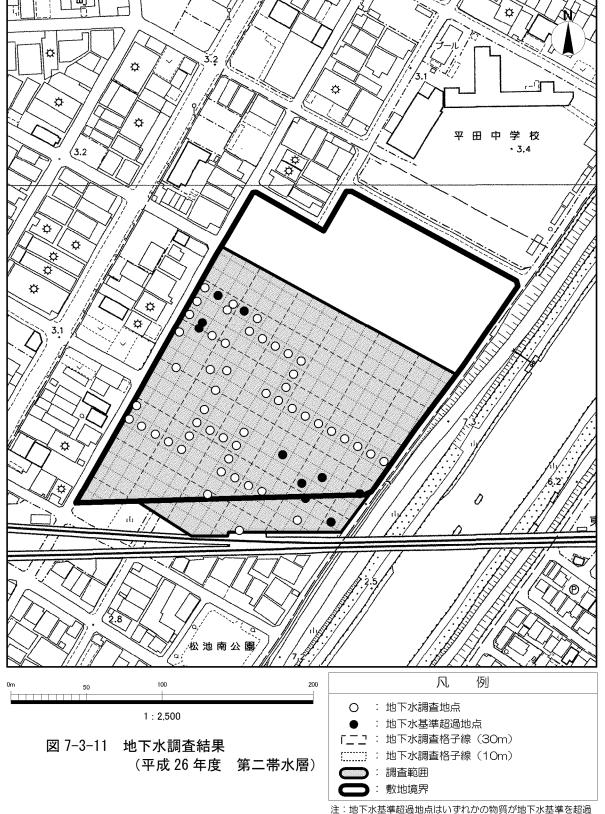
注:地下水基準超過地点はいずれかの物質が地下水基準を超過

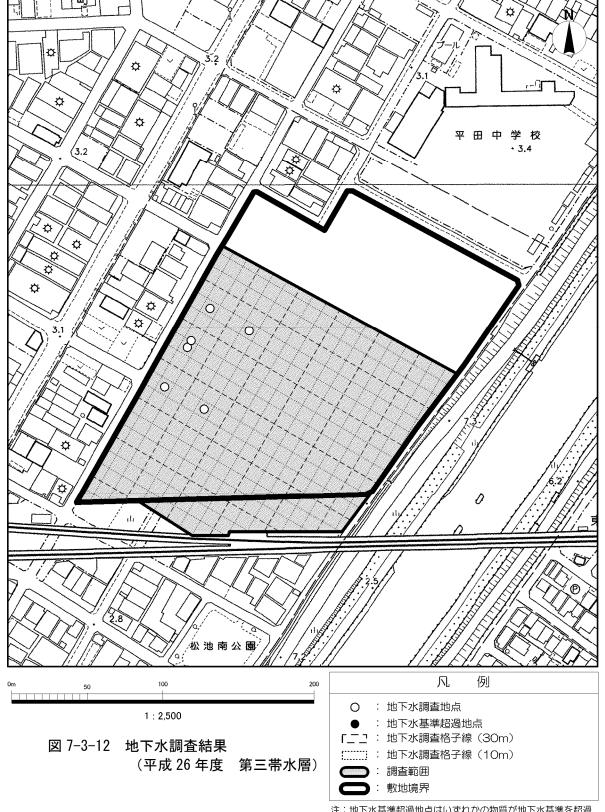


注:地下水基準超過地点はいずれかの物質が地下水基準を超過



注:地下水基準超過地点はいずれかの物質が地下水基準を超過





注:地下水基準超過地点はいずれかの物質が地下水基準を超過

4. その他

計画書にある水質、地盤、安全性については、地下掘削工事を伴わないため調査を実施しない。

事後調査を行わない項目である廃棄物、交通安全及び電波障害については、市民等からの苦情がないことから、環境保全目標は達成できていると判断する。

第8章 まとめ

事後調査結果の概要は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 事後調査結果の概要

arm of the		12 0 1	争及 例且加未0700安	
環境要素	調査事項	調査地点	環境保全措置	調査結果
	建設騒音	2 地点	工事を短期間で完了させた。	敷地境界おいて、いずれの時間帯も 規制基準(85dB)を下回る結果であった。 敷地境界から 30m 離れた地点において、いずれの時間帯でも環境保全目標 (75dB)を下回る結果であった。 なお、建設騒音について、市民等からの苦情はない。
騒 音	建設車両騒音	2 地点	工事を短期間で完了させた。	事業用地直近進入路及び幹線道路 (国道 302 号)において、いずれの時間帯も環境保全目標(65dB)を下回る結果であった。 現在の環境基準値(事業用地直近進入路:65dB、幹線道路:75dB)が適用される等価騒音レベルも概ね環境基準値を下回った。 また、工事前と工事中では大きな変化は見られなかった。 なお、建設車両騒音について、市民等からの苦情はなかった。
	建設振動	1 地点	工事を短期間で完了させた。	敷地境界において、いずれの時間帯 も環境保全目標(75dB)及び規制基準 (75dB)を下回る結果であった。 工事前と工事中で大きな変化は見ら れなかった。 なお、建設振動について、市民等か らの苦情はない。
振 動	建設車両振動	2 地点	工事を短期間で完了させた。	事業用地直近進入路及び幹線道路 (国道 302 号) において、いずれの時間帯も環境保全目標 (70dB) を下回る結果であった。 なお、道路交通振動に係る要請限度 (70dB) も下回っていた。 また、工事前と工事中では大きな変化は見られなかった。 建設車両振動について、市民等からの苦情はない。
土壌・ 地下水 の汚染 状況	地下水の状況	【平成 25 年度】 第一帯水層: 47 箇所 第二帯水層: 53 箇所 第三帯水層: 2 箇所 【平成 26 年度】 第一帯水層: 49 箇所 第二帯水層: 61 箇所 第三帯水層: 6 箇所	_	第一帯水層、第二帯水層では、指定 基準値の超過が確認されたが、第三帯 水層では、指定基準値の超過はなかった。 経年変化を見ると、親物質であるテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが減少傾向にあり、分解生成物で あるシス-1,2-ジクロロエチレンが増 加傾向にある。
廃棄物	苦情の状況	_	_	市民等からの苦情はない。
交通安全	苦情の状況	_	_	市民等からの苦情はない。
電波障害	苦情の状況	_	障害が明らかな場合に は、個別アンテナの改良 または共聴システムの設 置等必要な措置を行う。	市民等からの苦情はない。